

生駒市における小中一貫教育の方向性

平成 3 1 年 4 月

生駒市学校教育のあり方検討委員会

目 次

背景	1
1 小中一貫教育の成果と課題	2
(1) 成果	
(2) 課題	
2 小中一貫教育の推進	4
(1) 小中一貫教育の意義	
(2) 小中一貫教育の形態	
(3) 併設型小学校・中学校による小中一貫教育	
(4) 本市における小中一貫教育の推進形態	
3 小中一貫教育の内容	8
(1) 義務教育9年間の教育課程の編成	
(2) 発達段階に応じた指導の展開	
(3) グローバル時代に対応する英語教育の推進	
(4) 問題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの充実	
(5) 学校施設を有効活用した教育の充実	
(6) 地域に根ざした教育活動の展開	
4 小中一貫教育を支えるもの	12
(1) 学校運営	
(2) 家庭・地域社会との連携	
5 今後の方向性	13
【資料】	15

生駒市教育大綱

平成30年度生駒市学校教育の目標

背景

国の教育再生実行会議は、平成 26 年 7 月の「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」の中で小中一貫教育についての提言を行い、これを受けて平成 26 年 12 月には、中央教育審議会から義務教育 9 年間の教育課程を一体化した「小中一貫教育学校」の創設等、小中一貫教育の制度化が答申された。

平成 29 年の学習指導要領の改訂では、社会に開かれた教育課程が求められるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育等、新たな教育活動が示されている。このような教育内容や学習内容の量的・質的な充実に対応するために、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年における教科の専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増す中で、小中一貫教育の推進が求められている。

生駒市学校教育のあり方検討委員会では、平成 28 年度から小中一貫教育を実施している生駒北小中学校における成果と課題を検証し、生駒市における小中一貫教育の今後のあり方や小中一貫教育の内容について、生駒市教育大綱や生駒市学校教育の目標を踏まえながら議論を重ね、今般、審議のまとめとして「生駒市における小中一貫教育の方向性」を示す。

今後、この方向性について、教育関係者、市民、保護者の皆様をはじめとして、幅広く意見をいただきながら、新しい教育システムの実現に向けて、さらに検討を進めていただくことを期待している。

1 小中一貫教育の成果と課題

平成 28 年度から生駒北小中学校で実施している施設一体型小中一貫教育について、学校から提出された報告書の内容、全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果等を踏まえて、その成果と課題を検証した内容は以下のとおりである。

(1) 成果

- 乗り入れ指導の実施により、書写や図工といった専門性の必要な教科で児童の技能が高まっている。また、児童生徒が体験したり考えを深めたりする活動の機会が増えた。
- 中学 1 年生の教科担任制度にとまどう割合、上級生がどう思っているか気になる割合が、市全体より少なく「中 1 ギャップ」に効果があったと考えられる。(表 1 参照)
- 学校行事を合同で実施することで、子どもたちが幅広い人間関係を作ることができた。
- 全国学力・学習状況調査の結果等から小・中学校間の交流等を通じて、中学生に自己肯定感や自己有用感、規範意識が育ったと考えられる。(表 2 参照)
- 生徒指導における小・中学校間の状況把握が常に行われる状況が生まれ、日々連携がスムーズに行われるようになり、早期対応、予防措置につながった。

(2) 課題

- 小・中体制のすべてをすり合わせる事が難しく、教職員の意思疎通を図る組織マネジメントを行う必要がある。
- 時間割において、乗り入れ指導や小・中共通の校時表で活動させ

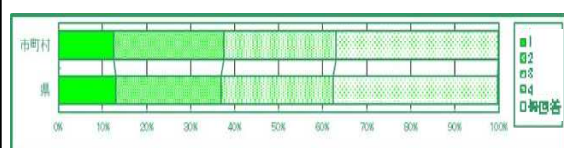
る関係上、時間割の変更に制約が加わった。

表 1 H30 年度の中学 1 年生の奈良県学力・学習状況調査結果

(1) 教科担任制にとまどうことがありますか。

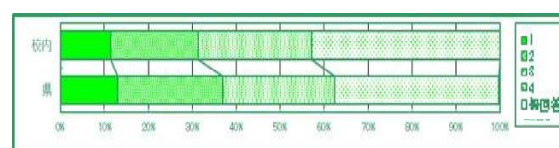
(生駒市全体)

	1 ある	2 どちらかといえば、 ある	3 どちらかといえば、 ない	4 ない	無回答
市町村	12.5	25.0	25.4	36.9	0.1
県	13.1	23.9	25.5	37.4	0.2



(生駒北小中学校)

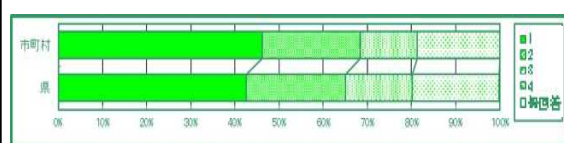
	1 ある	2 どちらかといえば、 ある	3 どちらかといえば、 ない	4 ない	無回答
校内	11.4	20.0	25.7	42.9	0.0
県	13.1	23.9	25.5	37.4	0.2



(2) 自分が上級生からどう思われているのか気になりますか。

(生駒市全体)

	1 気になる	2 どちらかといえば、 気になる	3 どちらかといえば、 気にならない	4 気にならない	無回答
市町村	46.1	22.3	12.8	18.8	0.0
県	42.6	22.5	15.1	19.8	0.1



(生駒北小中学校)

	1 気になる	2 どちらかといえば、 気になる	3 どちらかといえば、 気にならない	4 気にならない	無回答
校内	40.0	11.4	14.3	34.3	0.0
県	42.6	22.5	15.1	19.8	0.1

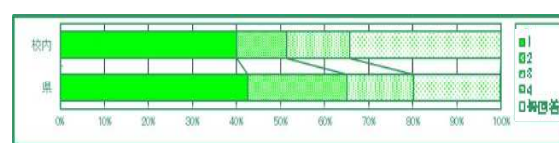


表 2 H27 年度の小学 6 年生と H30 中学 3 年生の
全国学力・学習状況調査結果の比較（経年推移）

○児童生徒質問紙の回答について

質問事項	市全体の推移	北小中の推移
自分には、よいところがあると思いますか。	- 3.8	32.6
将来の夢や目標を持っていますか。	- 16.1	5.4
学校のきまりを守っていますか。	2.0	20.3
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。	- 3.1	8.8
人の役に立つ人間になりたいと思いますか。	- 2.8	2.6

注)「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合の推移

2 小中一貫教育の推進

(1) 小中一貫教育の意義

今日の子どもを取り巻く問題の解決を図ることは、教育行政や学校現場に課せられた喫緊の課題であると考えます。課題解決にあたっては、様々な方法を考えることができるが、本委員会としては、小中一貫教育を重要な手法としたい。

すなわち、子どもたちに 21 世紀を生き抜く力、多様性を認める優しい心及び挑戦を続けるたくましい心身を育むためには、小学校と中学校という単位でとらえるのではなく、義務教育 9 年間を通して子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導に取り組むことが必要である。

小中一貫教育の意義としては、次のことが挙げられる。

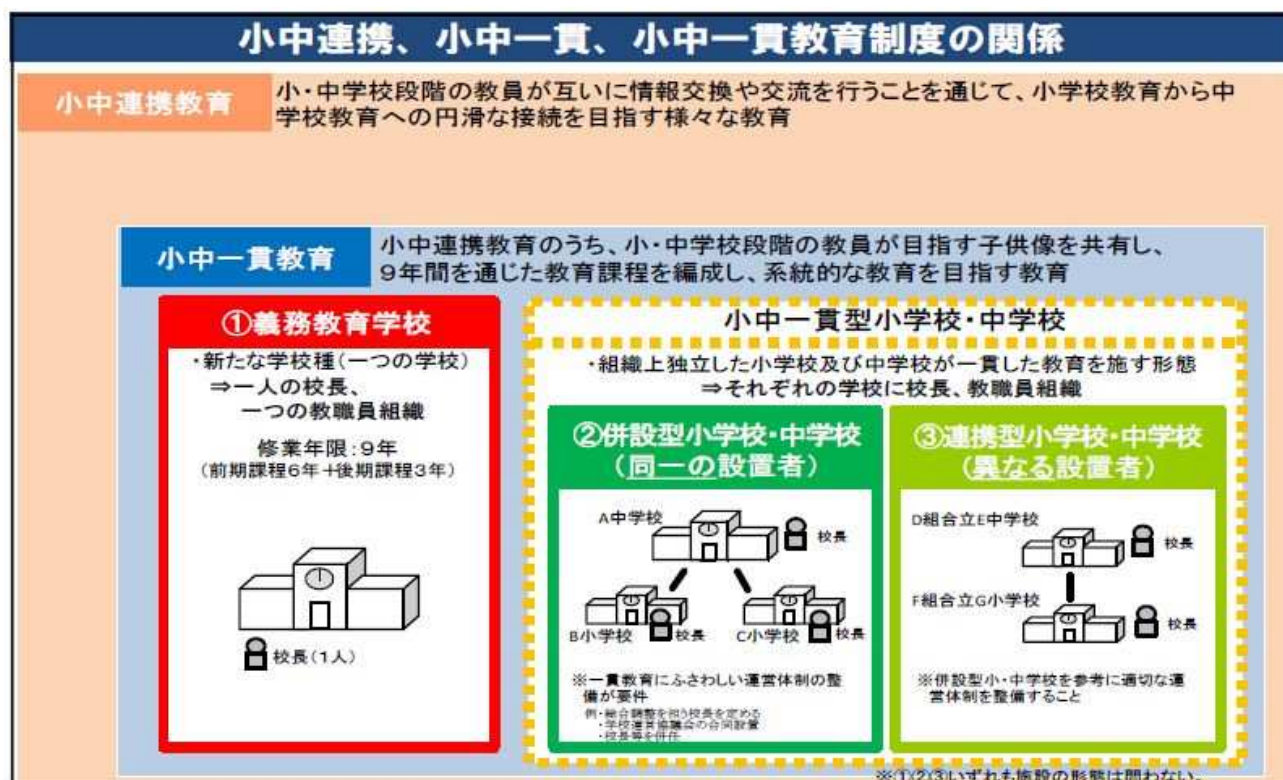
- ① 9 年間一貫した系統的、継続的な学習指導や生徒指導を展開することができる。
- ② 9 年間の長期展望の中で、子どもの発達や興味・関心に応じた指導を展開することができる。
- ③ 多様な教育活動や地域とともに進める教育活動を通して、豊かな人間性や社会性を育むことができる。
- ④ 今日的な課題に対応できるよう指導内容を充実し、自らの生き方を拓く資質を育むことができる。
- ⑤ 小・中学校の教職員の連携を深め、学校間の指導の段差を解消し、子どもたちの負担を軽減することができる。
- ⑥ 9 年間の幅広い年齢の子どもたちが交流する場を設定することができる。

- ⑦ 地域連携が深まり、学校・家庭・地域社会が一体となって教育活動を展開することができる。

(2) 小中一貫教育の形態

現制度下での小中一貫教育の取組では、教育課程のあり方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制のあり方、施設の形態等があり、地域の実情に即した多様な取組が行われている。

基本形としては、1人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小学校・中学校）の2つに分けられる。



（文部科学省 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」 より）

(3) 併設型小学校・中学校による小中一貫教育

前記の「小中一貫型小学校・中学校」のうち、同一設置者による「併設型小学校・中学校」については、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。これまでの小・中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージである。

(4) 本市における小中一貫教育の推進形態

今後、生駒市において小中一貫教育を進めるにあたり、小学校、中学校の位置や学校規模、同一区内の小・中学校数等、地域の実情や校舎の設置状況を踏まえ、併設型小学校・中学校を前提として「小中一貫校」と「小中一貫教育校」の2つの形態を基本に検討する必要がある。（表3参照）

表3 生駒市における小中一貫教育の形態

	小中一貫校	小中一貫教育校	
設置形態	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
修業年限	小学校 6 年、中学校 3 年		
組織・運営	校長 1 名、1 つの教職員組織	各小・中学校校長 2 名、2 つの教職員組織	
免許	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・ 9 年間の教育目標の設定 ・ 9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	・ 一貫教育に必要な独自教科の設定 ・ 指導内容の入替え・移行		

① 小中一貫校

（施設一体型：小・中学校が同一敷地内に設置、或いは同一校舎と
なっている場合）

児童生徒が同一校舎で学校生活を送っているため、合同授業、合

同行事、小・中学校教員による乗り入れ指導等が進めやすくなる。

また、校長及び教員を小・中学校兼務としたり、特別教室を共用としたりする等の取組が実施しやすくなる。

〈期待できる連携内容〉

- ① 児童生徒の交流による人間関係の深まり
- ② 小・中学校教員の一体的な生徒指導の実施
- ③ 合同授業・行事の実施
- ④ 小・中学校教員による乗り入れ指導の実施等
- ⑤ 学校施設・設備の効率的な活用
- ⑥ 小中一貫した教育課程の編成

② 小中一貫教育校

ア 施設隣接型（小・中学校が隣接した別の敷地に設置されている場合）

施設一体型のように児童生徒が、共に学校生活を送る形にはならないが、合同授業、合同行事、小・中学校教員による乗り入れ指導等は比較的容易に実施できる。小・中学校の施設は別になっているが、体育館やプール等の施設を共用とすることは可能である。また、連絡通路を設置することにより、児童生徒の行き来を容易にする等、施設一体型に準じた環境をつくることができる。

〈期待できる連携内容〉

- ① 児童生徒の交流による人間関係の深まり
- ② 小・中学校教員の一体的な生徒指導の実施
- ③ 合同授業・行事の実施
- ④ 小・中学校教員による乗り入れ指導の実施等
- ⑤ 学校施設・設備の効率的な活用
- ⑥ 小中一貫した教育課程の編成

イ 施設分離型（小・中学校が離れた場所に設置されている場合）

小・中学校間の距離が離れていることから、児童生徒の直接的な交流よりも、小・中学校教員が双方に移動し授業等に関わる形の連携が中心となる。各教科等の合同授業は物理的に難しいが、運動会等の合同行事や小・中学校教員による乗り入れ指導等で連携を図ることは可能である。実施に当たっては、教員の移動時間の確保や時間割表の工夫が課題となるが、ICT 機器を活用し、小・中学校間の移動距離・移動時間を短縮するような工夫も考えられる。

〈期待できる連携内容〉

- ①児童生徒の計画的な交流による人間関係の深まり
- ②計画的な合同行事の実施
- ③小・中学校教員による乗り入れ指導の実施等
- ④小・中学校の教育課程の編成

3 小中一貫教育の内容

(1) 義務教育 9 年間の教育課程の編成

子どもたちに生きる力を身に付けさせるため、確かな学力の向上と心の教育を充実し、自己肯定感を高めることに重点的に取り組む。そのために、小・中学校のそれぞれにおいて完結したものとなっている教育課程について、指導内容に重複や隙間が見られる部分の授業時数等を見直し、義務教育 9 年間の各発達段階に応じて重点化すべき学習のねらいを明確にして、系統的な学習指導、生活指導の充実を図るため、一貫したカリキュラムを作成する。

(2) 発達段階に応じた指導の展開

義務教育 9 年間の教育課程を編成するにあたり、子どもたちの実態、

身体面、思考面の発達、教育心理学の研究成果等から、区切りとして、当初は 6－3 制を基本に発達段階に応じたカリキュラムを作成する。その後、推進状況に応じて学校や児童生徒、地域の実態を考慮しながら、より効果が見込まれる場合には、4－3－2 制、5－4 制等の導入も検討する。

前期に当たる小学校低学年においては、「小 1 プロブレム」の解消への取り組み等、個に応じた学習指導、生活指導を充実し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けられるようにする。

小学校高学年では、教科ごとに指導する教員が替わる「教科担任制」や「教員の相互乗り入れ」を一部に導入する等、子どもたちの学習意欲を高めながら学力の向上に努める。

後期の中学校においては、義務教育 9 年間の総まとめの期間として、希望する進路実現に向けて学力を十分伸ばし、これからの社会を生き抜く力が育まれるよう、柔軟で特色ある教育内容を設定する。

ア 保幼小接続事業の実施

小学校 1 年生の段差「小 1 プロブレム」の解消のため、保育園、幼稚園、**こども園**を加えた 10 年間の一貫した教育を行うことを視野に、「保幼小接続事業」として教育課程の編成、指導方法の工夫、改善を実践する。

イ 教科担任制の実施

小学校高学年から教科担任制を一部教科に取り入れるとともに、中学校教員が小学校の教科の授業に乗り入れる等、教員の専門性を活かした授業を行う。

教科担任制等の導入により、教材の研究や授業の準備を教員が分担して、一層効果的に行うことができ、子どもたち一人ひとりのニーズやつまずきに十分対応できる授業ができるようになる。

また、子どもたちは様々な教員と関わることができるので、生徒指導の視点を含め、多面的な支援を受けることができるとともに、ふれあいの中から学び取ることも期待できる。

さらに、小学校高学年で教科担任制を経験することにより、中学校の教科担任制への滑らかな移行を図ることができる。

ウ 特別支援教育の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の中には、保育園、幼稚園及びこども園から小学校、小学校から中学校への進学に際して、急激な変化に強い戸惑いや混乱を感じ、学習意欲や集中力が低下してしまう場合があるため、子どもが安心して過ごしやすい学習環境を整備するとともに、9年間を通じて、学校全体で学級経営や個に応じた指導・支援を実践する。

(3) グローバル時代に対応する英語教育の推進

国際化が進む社会において、母国以外の言語の習得が求められている。児童期は、新たな事象に関する興味・関心が強く、言語をはじめとして、異文化に関しても自然に受け入れられる時期にある。

この時期に英語に触れることは、コミュニケーション能力や国際理解を育む上で、大変重要な体験である。

小中一貫教育では、義務教育9年間の英語活動・英語教育を通じた生駒市共通のカリキュラムを作成するとともに、中学校の英語担当教

員の小学校への乗り入れ指導を実施する。

なお、幼児教育においても外国語指導助手を活用した英語活動を実施し、幼稚園から中学校までの12年間を通した英語活動の更なる充実を図る。

(4) 問題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの充実

次期学習指導要領では、生きて働く知識・技能の習得等、新しい時代に求められている資質・能力を育成するための学びの方向性として、「主体的・対話的で深い学び」が示されている。特に「思考力、判断力、表現力」の視点による学習が掲げられ、プレゼンテーション能力の育成やプログラミング的思考の育成が求められている。

学習活動のツールの一つとしてICT機器を活用した授業を実施する等、授業改善に努め、コミュニケーション能力の育成やプログラミング教育の充実を図る。

(5) 学校施設を有効活用した教育の充実

各学校の多目的室や学校図書館を学校が地域や保護者との連携を進めていく際の拠点と位置づけ、有効に活用する。

多目的室を学校、保護者、地域の出会いの場とする。また、学校支援ボランティアや地域人材の組織的・継続的な学校支援体制を整えていく上での地域活動拠点とする。

学校図書館は、情報センターとして人と本の出会いの場、人と人がふれあいを深める場と位置づけ、地域との交流の機会を設ける。

(6) 地域に根ざした教育活動の展開

高山の茶釜作り等、地域の教材を積極的に活用し、9年間を通した

総合的な学習の時間で、地域の伝統・文化等に根ざした授業を実施する。

児童生徒が地域の行事等に参加することにより、それぞれの地域行事の継承者となる環境づくりに貢献する。

また、地域人材を学校教育に積極的に活用し、特色のある出前授業等を実施する。

4 小中一貫教育を支えるもの

(1) 学校運営

学校が児童生徒や保護者、地域の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力して教育活動を展開していくためには、情報を積極的に発信し、説明責任を果たすことが重要である。また、教育の質を着実に向上させていくためには、学校運営・学校教育活動全般にわたって、PDCA サイクルを機能させることが必要である。

また、学校評価の客観性や信頼性を確保するためには、学校が自己評価を行うだけではなく、積極的に外部評価を行うことも必要である。その結果を自己評価の資料として活用することによって、評価の客観性や信頼性を高めることができる。

このようにして得られた評価結果をホームページ等で公表し、学校の課題を共有することにより、家庭や地域との連携・協力を得た学校づくりが可能となり、学校の教育力の向上につながると考える。

生駒北小中学校における小中一貫教育の検証結果を踏まえた上で、小学校入学時から中学校卒業時までの9年間の児童生徒の学力の伸長や成長の実態をもとに、日常的に授業や生徒指導の在り方を研究したり、9年間のカリキュラムや教育方法を改善したりすることが重要で

ある。そして、教職員が自らの実践力を向上できるシステムとして小中一貫教育を機能させていくことが、子どもたちの確かな学力と豊かな心を育むことに結びつくと考える。

(2) 家庭・地域社会との連携

生きる力を育むためには、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ、社会全体で子どもを育てていくことができるシステムづくりが重要である。このため、小・中学校間の交流や世代を超えた地域の人々との関わりの中で、様々な体験の機会を提供し、児童生徒の自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養う等、学校と地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備する必要がある。

そのためには、中学校区単位で児童生徒の見守り活動やあいさつ運動を実施している「地域ぐるみの児童生徒健全育成推進事業」や自治会及び PTA 等との連携等、今後も、地域の実態に応じた日常的・継続的な地域活動を推進し、児童生徒の安全や健全育成のための協働活動を進める必要がある。

5 今後の方向性

生駒市学校教育のあり方検討委員会では、平成 28 年度から実施している生駒北小中学校での施設一体型小中一貫教育の検証結果等を踏まえ、生駒市としては、小中一貫教育を推進していくべきであると考え

る。その理由として、小中一貫教育は、保・幼・小・中学校の校種間の段差やそれに伴う様々な子どもたちの課題を解決するための方策として

だけではなく、子どもたちが夢を描き希望をもって通える学校づくりを目指すものであり、本市の新しい教育を生み出す基盤となるものである。

今回の議論を通して明らかになったことは、次期学習指導要領の実施に向け、教育内容や学習活動の量的・質的な充実に対応するために、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年における教科の専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等、学習指導の工夫に取り組むことはもちろんのこと、義務教育9年間を見通し、どのような子どもを育てるかという視点に立って、小・中学校が双方の状況を把握し、生徒指導面も含めて、相互に連携を強めながら一貫した指導を行うことが重要である。

一方、今後、小中一貫教育を進めていく上で、ハード面において、少子化の進展に伴い、限られた教育資源の有効活用を図るという視点から学校規模の適正化に向けた検討が急務となっているが、導入にあたっては、丁寧な議論を行い、子どもたちの状況や学校や地域の実態に即しながら、検討する必要がある。

また、小中一貫教育の導入後には、PDCA サイクルを機能させ、定期的に効果、成果、課題を検証し、さらなる工夫改善を行うことが肝要である。

